

令和6年度愛媛県パラアスリート支援費補助金事業 重要事項及び変更点

【重要事項】

- ・交付決定日以降の事業について補助対象とする。
- ・補助対象となることが明確ではない経費については、協会に確認すること。
- ・交付対象者は以下のような者にする。

(1) トップパラアスリート A 区分

- ① パリパラリンピックに日本代表として内定した者
- ② 東京パラリンピックにおいて、日本代表として選出されている者

(2) トップパラアスリート B 区分

ブラジルデフリンピックにおいて、日本代表として選出された者

(3) パラアスリート区分

- ③ 過去3か年度(2021.4.1～2024.3.31)に各競技における日本代表及び日本代表候補(年代別・カテゴリー別を含む)として選出されている者
- ④ 過去3か年度(2021.4.1～2024.3.31)国際競技大会又は全国大会において8位以内の入賞者
- ⑤ 過去3か年度(2021.4.1～2024.3.31)に国内主要大会の標準記録等の突破または全国大会8位入賞相当の成績を収めた者
- ⑥ 競技に対する意欲や素質があり、今後の成長の可能性が高い選手で、競技団体から推薦があった者

【補助基準額及び補助対象経費についての変更点】

基準額		新		旧
		トップパラアスリート A 区分	トップパラアスリート B 区分	トップパラアスリート区分
		2,000,000円	800,000円	1,200,000円
対象経費	医科学サポート費	運動能力測定、トレーニング指導、栄養サポート、メンタルサポート等に係る経費（指導者等への謝金については事前に協会が承認した場合を対象とする。）		
	雑費			医科学サポート（運動能力測定、トレーニング指導、栄養メンタルサポート等）に係る経費指導者への謝金（指導者等への謝金については事前に協会が承認した場合を対象とする。）